第五十二条の十八を次のように改める。

（法第四百四十二条第五号の軽自動車の付加物）

第五十二条の十八　法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるものは、次に掲げる物とする。

一　ラジオ、ヒーター、クーラーその他の軽自動車に取り付けられる軽自動車の附属物

二　特殊の用途にのみ用いられる軽自動車に装備される特別な機械又は装置のうち、人又は物を運送するために用いられるもの

第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に次の五条を加える。

（法第四百四十三条第二項の運行以外の目的に供するために三輪以上の軽自動車を取得した者）

第五十二条の十九　法第四百四十三条第二項に規定する運行以外の目的に供するために三輪以上の軽自動車を取得した者として政令で定めるものは、道路（道路運送車両法第二条第六項に規定する道路をいう。）以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる三輪以上の軽自動車その他法第四百四十三条第二項に規定する運行の用に供されない三輪以上の軽自動車を取得した者とする。

（法第四百四十七条第一項第二号の法人の分割等）

第五十二条の二十　第三十七条の十四の規定は、法第四百四十七条第一項第二号に規定する政令で定める分割について準用する。

2　第三十七条の十四の二の規定は、法第四百四十七条第一項第三号に規定する政令で定める場合について準用する。

（徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十二条の二十一　市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2　市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3　市町村の徴税吏員は、法第四百四十八条第三項の規定により留め置いた物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（法第四百六十三条の三第七項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第五十二条の二十二　法第四百六十三条の三第七項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一　法第四百六十三条の三第七項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二　前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納付されていた場合

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該納付すべき税額に係る法第四百五十四条第一項各号に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）

ロ　市町村長が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合　当該申告書の提出があつた日

（環境性能割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十二条の二十三　法第四百六十三条の四第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第四百六十三条の四第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第四百六十三条の三第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十三条の五の見出し中「第四百八十三条第六項」を「第四百八十三条第七項」に改め、同条中「第四百八十三条第六項に規定する申告書の提出期限」を「第四百八十三条第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第四百八十三条第六項」を「第四百八十三条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十三条の六を次のように改める。

（市町村たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十三条の六　法第四百八十四条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第四百八十四条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第四百八十三条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十四条の見出し中「第五百三十六条第六項」を「第五百三十六条第七項」に改め、同条中「第五百三十六条第六項に規定する申告書の提出期限」を「第五百三十六条第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第五百三十六条第六項」を「第五百三十六条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十四条の二を次のように改める。

（鉱産税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十四条の二　法第五百三十七条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第五百三十七条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足税額に相当する金額を、法第五百三十六条第一項に規定する対象不足税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十四条の十二第一項を次のように改める。

法第五百八十五条第四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　（以下この項において「判定対象者」という。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二　前号に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三　前二号に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四　判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

五　判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人

六　判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七　判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員（これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社